

公 告

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和8年9月4日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 特定役務の種類 大分県教育センター清掃等業務委託
- (2) 契約期間 令和8年10月1日から令和11年9月30日まで
- (3) 予定価格 月額 771,313円（消費税及び地方消費税額を含む。）

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件を全て満たしている者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（県庁舎等維持管理業務）を取得している者であること。
- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業の都道府県知事の登録を受けている者
- (4) この公告の日から下記10に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達売払い及び役務の提供に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 契約に関する事務を担当する部局等の名称

大分県教育庁 教育人事課 企画・研修班

〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号 大分県庁別館7階

電話 097-506-5440

FAX 097-506-1849

MAIL a31040@pref.oita.lg.jp

4 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページ及び大分県共同利用型電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）上に令和8年9月14日（月）午後5時まで入札説明書を掲載すること

により契約条項を示す。

5 入札説明書の交付場所及び日時

4に同じ。

6 電子入札システムの利用

本案件は、電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県電子入札運用基準（物品・役務）（以下「運用基準」という。）による。なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を11に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。

7 電子入札システム及び契約の手続において使用する言語及び通貨

(1) 使用言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

8 電子入札システムによる入札参加申請期間

令和8年9月4日（金）から同年9月14日（月）午後5時まで

入札参加申請時に2の（2）及び2の（3）に記載の要件を満たしていることを証明する書類の写しを提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札（見積）参加届出書」（運用基準様式第2号）2部及び2の（2）及び2の（3）に記載の要件を満たしていることを証明する書類の写しを、令和8年9月14日（月）午後5時（必着）までに持参又は郵送（書留郵便）により提出先に提出し、入札参加資格の確認を受けること。

提出先 大分県教育庁教育人事課

〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号（大分県庁舎別館7階）

電話 097-506-5440

9 電子入札システムによる入札金額の入力期間

令和8年9月14日（月）午後5時から同年9月18日（金）午前9時30分まで

10 電子入札システムによる開札予定日時

令和8年9月18日（金）午前10時

11 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限

(1) 提出場所 大分県教育庁教育人事課

(2) 提出期限 令和8年9月18日（金）午前9時30分まで

12 入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第20条第3項第2号の規定により入札保証金は免除とする。

13 契約保証金に関する事項

大分県契約事務規則第5条第3項第9号の規定により契約保証金は免除とする。

14 入札の無効

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

ア 委任状を提出しない代理人のした入札

イ 金額の記載がないもの

ウ 入札に関する条件に違反したもの

エ 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき

15 最低制限価格に関する事項

設定しない。

16 落札者決定基準

- (1) 有効な入札書で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。
- (3) 再度入札を2回しても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第8項又は第9項の規定により随意契約を行うものとする。

17 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約とする。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の削減又は削除があった場合には、この契約を解除する。
- (2) 本業務委託は、賃金水準の変動に基づく契約金額の変更条項（賃金スライド条項）を適用する契約である。
- (3) その他の詳細は入札説明書による